

公益社団法人十和田青年会議所役員選任規程

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人十和田青年会議所定款に基づき役員選任事項を規定する。

第2条 本会議所は、総会において次年度理事候補者及び次年度理事長候補者を選任する。

2 本会議所は、通常総会において監事を選任する。

第3条 次年度理事長候補者の選任は、正会員の中より選出するものとし、出席正会員の直接無記名投票により公選する。

次年度理事長候補者は、出席正会員の投票により過半数を得たものとする。但し、過半数に達しない場合は上位2名による決選投票とし、これを選出するものとする。

2 次年度理事長立候補者がある場合は、これを認めるものとし、その場合は次の条項を満たすものでなければならない。

(1) 当該年度の公益社団法人日本青年会議所及び本会議所の会費を完納していること

(2) 満3年以上の正会員で理事を経験していること。

(3) 立候補者に対する当該年度理事を含む正会員3名以上の推薦を要する。

第4条 次年度理事長候補者及び監事の選出にあたっては、理事会の決議によって選挙管理委員会を設置し、原則として総務委員会がこれにあたる。

第5条 前条の規定によって設けられた選挙管理委員会は、次の事項を定める。

(1) 投票日

(2) 立候補に関する期日及び公示について

(3) その他本規定にない細則

第6条 本会議所は、次年度理事長候補者、又は理事候補者選考にあたって理事長候補者及び理事候補者選考委員会を設けることができる。

2 理事選考委員会の構成は、当該年度理事長・副理事長・専務理事及び次年度理事長候補者とする。

第7条 理事選考委員会は、次年度副理事長・次年度専務理事及び次年度委員長候補者を選出しこれを決定することができる。但し、この場合、選考委員中より次年度理事候補者を選任することを妨げない。

第8条 次年度理事長候補者は、速やかに次年度副理事長候補者・次年度専務理事候補者・次年度理事候補者を招集し、その業務分担を協議の上決定しなければならない。

第9条 次年度理事長候補者・次年度副理事長候補者・次年度専務理事候補者は、翌年通常総会終了後、正式に本会議所の理事長・副理事長・専務理事となる。

第10条 公益社団法人日本青年会議所の役員及び委員候補者を、本会議所より選出する必要がある時は理事会において選出し、総会において承認を認める。公益社団法人日本青年会議所役員及び委員は、原則としてこれを理事とする。

第11条 任期中の役員に欠員が生じたとき、理事長の場合は副理事長の1名を、副理事長及び専務理事の場合は正会員の中より、監事の場合は理事選考委員会において適任者を選出し理事会において決定する。この

場合の任期は、前任者の任期満了までとする。

附則

本規定は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。